

2 . 所属寺変更許可申請書

衆徒が、その所属する寺院を変更しようとするときは、所属している寺院及び新たに所属しようとする寺院の住職の承認を得た後、総局の許可を受けなければなりません。 [僧侶規程 7 ①]

また、衆徒が、結婚その他の理由で他の寺院の戸籍に入ったときは、直ちに当該寺院に僧籍を移さなければなりません。 [僧侶規程 8]

(1) 申請者

本人が、現在僧籍台帳に登録されている所属寺から申請します。

[註] 申請時において改姓名している場合は、『改姓(名)届』を同時に提出します。

※この場合において、『改姓(名)届』を新たに所属しようとする寺院から提出するときは、『所属寺変更許可申請書』は改姓名する前の氏名にて提出します。

(2) 住職又は住職代務がともに欠けている場合は、寺族代表者の承認をもってかえることができます。 [僧侶規程 7 ②] [寺族規程 5 ③]

(3) 住職本人が所属寺を変更しようとするときは、後任の住職又は住職代務の任命手続きをし、住職を退任した後に申請します。

[註] 解散する寺院又は吸収合併により吸収される寺院の住職に限り、住職の職分のまま申請できます。